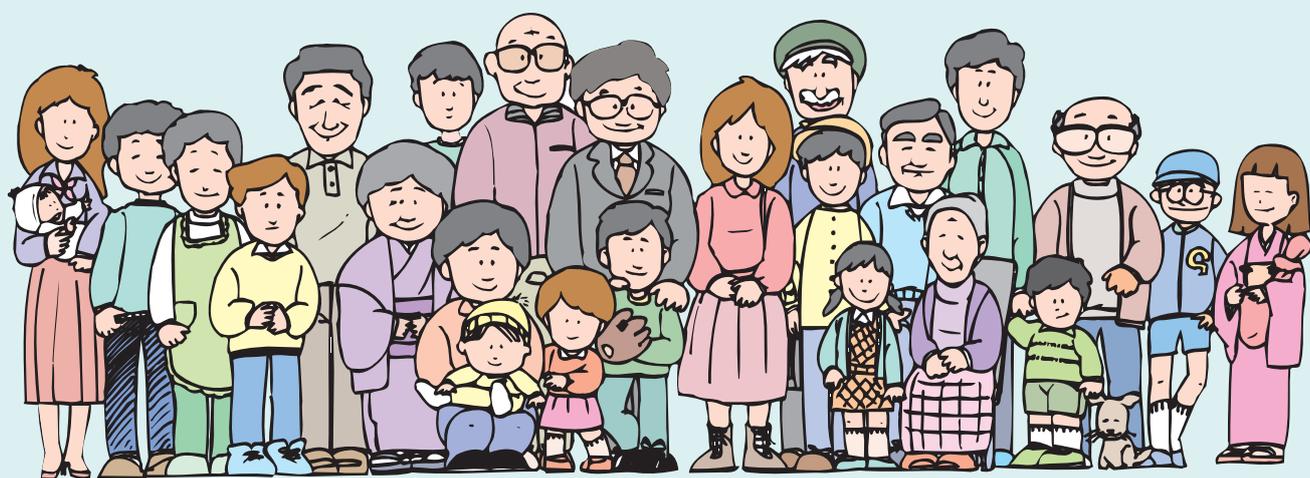


# 民生委員活動と個人情報 の取扱いに関するガイドライン



平成 23 年 5 月

長野県・長野県民生児童委員協議会

## 掲 載 項 目

---

1	目的	2
2	このガイドラインの性質	2
3	対象	2
4	内容	3
	（1）民生委員と守秘義務	3
	（2）市町村から民生委員に対する情報提供	4
	（3）民生委員の情報収集	9
	（4）民生委員の情報管理	13
	（5）民生委員から関係機関・住民等への情報提供	14
5	まとめにかえて	18
	資 料	19

## 本文

### 1 目的

個人情報保護法の施行以来、行政から民生委員・児童委員(以下「民生委員」という。)に対する情報提供がされなくなり、民生委員の活動がやりづらくなったという声が多く聞かれます。

そのため、市町村から民生委員への情報提供を促進し、民生委員の情報管理の適正化が図れるよう、情報共有の目安を定めることで、民生委員活動を円滑に進めることを目的とします。

### 2 このガイドラインの性質

市町村及び民生委員が個人情報を扱う際の目安となるもので、これをもとに地域の実情に応じ、話し合いのうえ理解できるルールを作成することが望まれます。

### 3 対象

民生委員、市町村等



## 4 内容

### (1) 民生委員と守秘義務

#### ① 民生委員には守秘義務があります

民生委員は、民生委員法第15条により、守秘義務があります。つまり、民生委員は、職務上知りえた情報を漏らさない義務があります。民生委員は、特別職の地方公務員とされており、公的な立場にあるという自覚が大切です。

#### 民生委員法

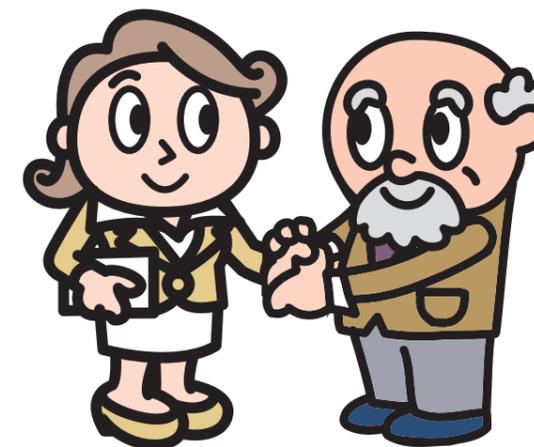
第15条 民生委員は、その職務を遂行するに当つては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に応じて合理的にこれを行わなければならない。

#### ② 個人情報とは

個人情報の定義は、各自治体の条例によりますが、一般的には、要援護者の家庭内の状況等はもちろんのこと、氏名、年齢、電話番号など特定の個人を識別できるもの全てが含まれます。民生委員は、個人情報保護法の対象事業者ではありませんが、民生委員法の守秘義務に基づき、信頼関係を損なわないよう個人情報に配慮した活動を行うことが大切です。

#### ③ 要援護者の立場に立って

民生委員は、守秘義務についてよく理解し、順守することが必要です。要援護者の秘密を守るということは、その人の人格を尊重することです。住民と接する際には、相手の立場に立った対応が求められます。知らない人にいきなり個人的なことを聞かれるのは、相手が民生委員といえども、あまり気持ちのいいものではありません。普段からできるだけ声掛けをして、何かあったときに力になれるよう信頼関係を築くことが大切です。



## (2) 市町村から民生委員に対する情報提供

### ① 民生委員と市町村など関係機関との連携の必要性

民生委員の主な仕事は、住民の相談に応じ、助言など援助をするとともに、福祉サービスを必要とする人が適切に利用できるよう情報提供等を行うことです。そのため、関係機関との情報共有を進めていく必要があります。特に、市町村が保有する情報は、民生委員活動のための重要な基礎データとなります。民生委員活動には、住民に対して支援を行う関係機関との連携が不可欠です。

#### 民生委員法

第14条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- 2 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- 3 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。



### ② 安否確認等の円滑な実施と民生委員の役割

国は、要援護者の情報共有や安否確認等が円滑にされるよう、県に対して、市町村への周知と民生委員への指導を依頼しています。市町村では、国の通知の趣旨を理解し、要援護者の情報共有に努めることが求められます。

「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について（平成19年8月10日 雇児総発第0810003号、雇児育発第0810001号、社援総発第0810001号、社援地発第0810001号、障企発第0810002号、老総発第0810001号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長、厚生労働省社会・援護局総務課長、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、厚生労働省老健局総務課長通知）」

#### 2 要援護者情報の共有について

##### (3) 民生委員児童委員等に対する情報提供について

特に民生委員児童委員は、災害時に限らず、個人情報保護法施行以降、従来市町村から提供されていたひとり暮らし高齢者名簿、一人親家庭の名簿、新生児のいる家庭の名簿等が提供されなくなり、民生委員児童委員活動に支障が生じているとの報告を受けている。民生委員児童委員の日常的な見守り等の平常時の活動が、災害時における要援護者の置かれるであろう状況や必要なニーズを把握するうえで重要であることから、市町村は民生委員児童委員に対して必要な情報を提供し、平常時における民生委員児童委員活動に支障が生じないよう配慮願いたい。

### ③ 提供することが望ましい情報

市町村から民生委員に具体的にどのような情報を提供するかは、民生委員の要望に基づき、地域の実情に応じて判断していくことが必要です。

参考として、民生委員からの要望の多い項目は以下のとおりです（県民生児童委員協議会が、各単位民生児童委員協議会会長に対して実施した調査による（H23.2.1現在））。

#### ○情報の種類

- ・要援護高齢者に関する情報
- ・災害時要援護者に関する情報
- ・ひとり暮らし高齢者に関する情報
- ・障害者に関する情報
- ・要援護者に関する施設入退所、転入・転出に関する情報

#### ○情報の項目

- ・氏名
- ・生年月日

- ・住所
- ・電話番号
- ・緊急連絡先
- ・家族構成
- ・福祉サービス利用状況

要援護高齢者、災害時要援護者の定義は、市町村により違いがあるかと思いますが、支援を必要としている人の名簿が求められているということが出来ます。その中には、ひとり暮らし高齢者、障害者が含まれる場合も多いでしょう。障害者については、具体的な支援には、専門性を要するため、等級まで提供するかは判断を要します。乳幼児については、市町村により支援方法に違いがありますが、保健師等関係者との役割分担・連携を含め、民生委員に求める役割に応じた情報提供が必要です。

#### ④個人情報保護条例との関係

○個人情報保護条例の原則…本人の同意が必要

##### a) 個人情報の収集

市町村保有情報を民生委員に提供するには、収集の際に予め本人の同意を得ておくことが最も確実かつ簡易な方法です。収集の際に、民生委員を含む関係者・機関への情報提供を明示しておけば問題ありません。

民生委員活動に必要な情報を他部署で扱っている場合は、民生委員担当課から該当する担当課に対して、上記のような依頼をし、市町村全体として取り組んでいく必要があります。

##### b) 個人情報の提供

既に収集してある情報を目的外利用、第三者提供する場合は、原則、本人の同意を取る必要があります。

同意の取り方は、必ずしも書面による必要はありません。個別に口頭で同意を得ることも可能です。その場合は、トラブル防止のため、複数の立会で行う、記録を残すといった方法が有効です。

また、回覧等により書面で一斉に通知し、名簿からの除外希望者に手を上げてもらうやり方も考えられます。ただし、プライバシーの度合いの強い情報は、このようなやり方では馴染まないと言えます。同意の確認に関しては、利用目的、項目、手段・方法、本人の求めに応じ提供禁止する旨等を記載するとよいでしょう。

○条例に例外規定を設けて対応…本人の同意は不要

災害時に要援護者の避難支援等を行うためには、日頃から関係者間で要援護者に関する情報共有をすることが必要です。

原則として、上記のように、要援護者から同意を得ることが必要ですが、同意を得ない方法として、関係機関共有方式というのがあります。これは、個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用・第三者提供を可能とする規定を整備することにより、本人の同意なしに関係機関の間で情報を共有できるというものです。

条文の例

「本人以外の者に保有情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき」

「実施機関が所掌事務の遂行に必要な範囲内で記録情報を内部で利用し、かつ、当該記録を利用することについて相当な理由があるとき」

「保有個人情報を提供することについて個人情報保護審議会の意見を聴いて特別の理由があると認められるとき」

「明らかに本人の利益」「相当な理由」がどこまでかについては、各自治体の判断となります。少なくとも、災害時に要援護者を支援するための情報共有については、「明らかに本人の利益」に当たるといえます。

本人の同意なしに情報提供する場合、そのことによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないか配慮する必要があります。つまり、「民生委員のお世話になりたくない」と考えている人が、市町村から情報提供されたという理由で、民生委員から訪問されるということが起きないように配慮する必要があります。

#### ～条例における情報提供の根拠規定＜三重県伊賀市、大阪府池田市＞～

市町村には個人情報保護条例があるため、市町村で持っている情報を目的外に利用することは禁止されています。目的外に利用できる例外規定としては、「明らかに本人の利益になるとき」といった記述がありますが、これは、どんなときかという解釈が問題となります。基本的には、市町村の判断となりますが、どこまでとするかは議論のあるところです。

そこで、条例の施行規則により、民生委員への情報提供を可能にしているのが、三重県伊賀市です。伊賀市では、施行規則中、以下のような規定をし、民生委員への情報提供を可能としています。

伊賀市個人情報保護条例施行規則

第4条 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 大規模災害に備え、あらかじめ実施機関が別に定めるものに提供するとき。
- (2) 認知症による徘徊に備え、あらかじめ実施機関が別に定めるものに提供するとき。

伊賀市災害時要援護者支援活動実施要綱  
(台帳の保管及び提供)

第6条 台帳は、市長が保管する。

4 市長は、住民自治協議会、自治会、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会、民生委員及び地域支援者（以下「住民自治協議会等」という。）が次条に規定する支援を行うために、当該支援の対象となる災害時要援護者に係る台帳に登録された情報が平常時から必要と認めた場合は、住民自治協議会等の代表者に台帳の該当する部分の写し若しくは名簿又はその両方（以下「台帳の写し等」という。）を提供することができる。

新たな条例を制定した例もあります。大阪府池田市では、高齢者の安否確認に関する条例を制定し、民生委員への情報提供を可能にしました。

池田市高齢者安否確認に関する条例

第3条 池田市民生委員児童委員協議会及び社会福祉法人池田市社会福祉協議会（以下「安否確認団体」という。）は、相互に連携協力しながら高齢者の安否確認を行い、その結果を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の安否確認の実施に当たり、それに資する高齢者に係る名簿を作成し、安否確認団体に提供するものとする。

第4条 安否確認団体は、善良な管理者の注意をもって、前条第2項の規定により提供を受けた名簿を利用し、安否確認を実施しなければならない。

○民生委員が活動しやすい情報提供を

民生委員は、特別職の地方公務員であり、守秘義務があるほか、民生委員法には、以下のような規定もあります。

民生委員法

第17条 民生委員は、その職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける。

2 市町村長は、民生委員に対し、援助を必要とする者に関する必要な資料の作成を依頼し、その他民生委員の職務に関して必要な指導をすることができる。

このように、民生委員は、公的な立場にあり、かつ、県、市町村の管理の下に職務を遂行する立場にあるといえます。民生委員が職務を遂行するためには、市町村からの情報提供が必要であり、民生委員の職務上、市町村からの情報提供が想定されているとも言えますので、地域ごとに地域の实情に応じた情報共有のあり方を話し合いのうえ、実行していくことが望まれます。

### (3) 民生委員の情報収集

#### ① 民生委員の情報収集の必要性

民生委員の主な仕事は、住民の相談に応じ、助言など援助をするとともに、福祉サービスを必要とする人が適切に利用できるよう情報提供等を行うことです。そのため、住民から直接聞き取りをし、どのような支援が必要な状態かを把握しておく必要があります。

民生委員法

第14条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

1 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。

#### ② 情報収集の留意点

民生委員は、個人情報保護法の対象事業者ではありませんが、個人情報への配慮は、住民との信頼関係を築くためにも大切です。住民からの情報収集に際しては、情報収集の目的を明確化し、必要最小限の情報収集に配慮する必要があります。



#### ④福祉票・福祉台帳の扱い

福祉台帳とは、広く地域の個人や世帯について基本的な情報が記されているものであり、福祉票とは、支援を必要とする個人や世帯の状況、相談・支援の経過が記されているものです。以前、福祉台帳を世帯ごとに配布し、世帯全員について記入を求め回収するというやり方が行われていたため、昭和49年に、全国民生委員児童委員協議会から、民生委員活動においては、福祉票を使用するという方針が出されました。これは、福祉台帳の使用を禁止するものではありませんが、福祉台帳を使用する場合は、福祉票と同様に、以下の「(4) 民生委員の情報管理」に留意することが大切です。

#### ⑤福祉票の作成における留意点

福祉票の記載に必要な情報収集は、民生委員が自ら行い、本人に確認を取ることが必要です。市町村から情報提供をされた場合でも、それは、あくまで基礎データとして、自ら実態を把握することが大切です。また、うわさや伝聞をそのまま記載しない、支援に直接関係ない事項を記載しない、記載を拒否された事項は記載しない、必要な情報のみを収集するといった配慮も必要です。

### (4) 民生委員の情報管理

#### ①情報管理の留意点

民生委員は、市町村や住民から情報を提供してもらうためにも、情報管理をしっかりとし、信頼関係を築く必要があります。提供を受けた名簿、福祉票など個人情報は、複写はしない、持ち歩かないということが大切です。個人情報が、どこかに流出してしまうというリスクは、できるだけ取り除かなければなりません。自宅での保管場所を決めておく、市町村等から提供された名簿は返却する、援助が不要となった情報は破棄するといった配慮が必要でしょう。

また、支援の切れ目を作らないためにも、任期終了後は、情報を後任者に引き継ぐ必要があります。必要最小限の情報を確実に引き渡すことが大切です。引継ぎの際には、支援を継続すべき住民に対して、できる限り新旧委員であいさつをし、引継ぎの旨を説明して確認することで、住民の不安も取り除くことができると言えます。

#### ～情報管理の留意点～

提供を受けた名簿、福祉票など個人情報は

- 複写はしない
- 持ち歩かない
- 自宅での保管場所を決めておく
- 市町村等から提供された名簿は返却する
- 援助が不要となった情報は破棄する

【表面】		(秘)		担当区域名			
福祉票		担当民生委員・児童委員名		( 年 月～)			
		担当民生委員・児童委員名		( 年 月～)			
支援開始年月日	年 月 日	支援完了年月日	年 月 日				
(ふりがな)		性 別	男 女	年 齢	歳 ( 年 月 日現在)		
氏 名		生年月日		年 月 日	年 月 日	生	
現 住 所	〒		電 話				
緊急時の連絡先	〒	電 話	(名称)	(本人との関係)			
	〒	電 話	(名称)	(本人との関係)			
本人(世帯)の状況	児童( ) 子育て家庭 高齢者( ) 障害者( ) ひとり親世帯( )						
	生活保護世帯 低所得世帯 その他( )						
	単身世帯	同居世帯( )	人家族	家族構成			
(本人(世帯)や本人(世帯)をとりまく状況～生活の状況、家族の状況、社会との関わりなど)							
支援を開始した動機							
本人(世帯)の課題や希望							
支援の目標と当面の支援計画							
現在利用している保健・福祉サービス(含む民間サービス)				今後利用必要な保健・福祉サービス(含む民間サービス)			
連携を求める機関・団体等				その他の事項(備考)			

\* 本票は参考に例示したものであるため、各地の実情にあった様式を作成することが望ましいこと。なおその際、支援に直接関係のない事項や個人のプライバシーに関わる事項については項目を設けないなどの配慮が必要である。  
本票の裏面や別票には、相談や支援の経過(民児協内での検討経過、関係機関との連携の状況などを含む)を記録するなど工夫すること。  
\* また、児童に関する事項については「児童票」を参照のこと。(['児童委員の活動要領の改正について'] 昭和55年9月13日・児発第721号・厚生省児童家庭局長通知、[改正] 平成5年3月31日・児発第283号)

## ②紛失してしまった場合の対処法

万が一紛失してしまった場合、一人で何とかしようとせず、まず、地区協議会の会長または市町村担当課に連絡してください。会長は、そのような連絡を受けた場合、市町村担当課と連携をとりながら、直ちに状況を調査・把握し、紛失した名簿に掲載されていた対象者に対して、事情を説明しておくことが必要です。また、市町村担当課は、必要に応じて県担当課に状況報告をしてください。

## ③民生委員と市町村との取り決め

上記のような内容は、市町村から民生委員に情報提供する場合は、確認事項として書面でとりかわすというやり方が考えられます。市町村ごとに、よりよい方法を検討してみてください。

## (5) 民生委員から関係機関・住民等への情報提供

民生委員が、関係機関や住民等から情報提供を求められることも多いと思われます。その際、包括的同意の範囲内であるかの確認がまず必要です。もし、包括的同意がない場合は、改めて本人への事前説明と同意が必要となります。

また、民生委員と同様に守秘義務を持つ者（福祉事務所、児童相談所等のワーカー、社会福祉士、社協職員、ケアマネージャーなど）と、守秘義務のない地域住民（ボランティア等）とでは、情報提供の仕方に留意が必要です。守秘義務がない者に対しては、要援護者の状況に関する内容は、必要最小限とするのが原則です。

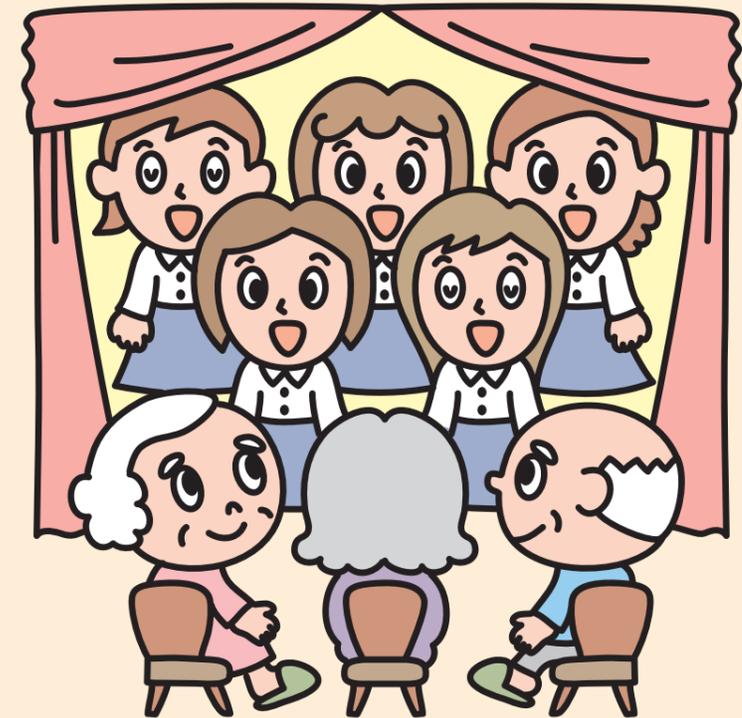
### ～福祉推進員には守秘義務がありますか～

市町村によっては、民生委員の担当地区を複数で分担して民生委員を補助する地域福祉推進員等を配置している場合があります。福祉推進員等は、法律で規定されたものではありませんので、当然、法律上の守秘義務はありません。民生委員との個人情報の共有が必要な業務を求めている場合は、市町村ごとに対応が必要となります。そこで、市町村設置の場合は、その設置要綱等の中に守秘義務を規定する、また、社会福祉協議会に委託の場合は、委託契約の中で守秘義務を規定するといったことで、民生委員との情報共有もやりやすくなります。



### ～敬老会で使う名簿の提供をもとめられたら～

民生委員のCさんは、友達のDさんから「今度、敬老会をやるので、対象者に招待状を出すために名簿をほしい」と言われました。Dさんとは古いつきあいなので、断りづらく感じています。でも、Cさんの持っている名簿は、民生委員活動をするために市町村から渡されたものなので、これを敬老会の名簿に使うことは、目的外の利用となるためできません。もし、提供したい場合は、あらかじめ敬老会など行事のご案内をしてもいいか本人の確認を取る必要があります。本人の同意が得られていない個人情報提供は提供しないという原則を、住民に丁寧に説明することで、民生委員活動に対する理解と信頼にもつながります。



### ～認知症の方から同意が得られません～

民生委員のNさんは、ひとり暮らしのOさんが最近認知症で徘徊をすることがあり、困っているという話を聞きました。Oさんを訪問して状況を確認しましたが、確かに見守りが必要な状態のようです。Oさんの見守りのために、近所の人に情報提供をするには、Oさん本人の同意が必要ですが、理解してもらうのは難しい状況です。このような場合には、例えば、長野県個人情報保護条例では、「個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないとき(5条2項3号)」に該当するため、本人の同意なしに第三者に情報提供ができます。市町村ご

とに同様の規定がありますので、Oさんの近所の住民に本人の状態を伝え、見守りへの協力を求めるとともに、親族、関係機関とともに成年後見制度\*の利用など、必要な支援につなぐよう働きかけます。また、協力をお願いする近所の住民には、本人に関する情報を第三者に漏らさないよう徹底するなど配慮する必要があります。



### ※～成年後見制度とは～

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産管理、契約などを自分でするのが難しい場合があります。このような方々に、本人を代理して契約など法律行為をしたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護し、支援するのが成年後見制度です。成年後見制度は、法定後見制度と、本人の判断能力が十分なうちに、将来に備えて行う任意後見制度の2つがあります。法定後見

制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べる

ようになっています。成年後見人は、家庭裁判所が選任することになりますが、本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者や、福祉関係の公益法人などが選ばれることがあります。



### ～小地域ケア会議<岡山県総社市>～

岡山県総社市では地域包括ケアシステムを構築して、高齢者等が安心して生活できるまちづくりを目指し、平成17年度から、民生児童委員協議会を基本単位に市内21地区で「小地域ケア会議」を開催しています(各地区とも1～2ヶ月に1回開催)。

同市の小地域ケア会議には民生委員・児童委員の他、地域の各種団体、社会福祉協議会、介護保険事業所、行政、地域包括支援センターも参画し、課題の把握、要援護者を地域で支え合う仕組みづくりの検討の他、援助困難事例の検討も進めています。

この会議には守秘義務のない地域住民(自治会、婦人会、愛育委員会など)も参加し、要援護者情報を共有するため、同市では「総社市小地域ケア会議設置要領」を制定し、委員及び出席者に守秘義務を課しています。この会議により、地域の抱える課題や困難事例が明らかになり、民生委員・児童委員を中心とした地域住民とのつながりが深まっています。

#### ○ 総社市小地域ケア会議設置要領

(目的)

第1条 総社市小地域ケア会議(以下、「ケア会議」という)は、各地区で開催することにより地域に密着した情報共有、課題共有の場として、要援護高齢者及び要援護となるおそれのある高齢者等を対象に効果的な介護予防サービス等及び地域に即した支援体制を総合的に調整、推進することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 このケア会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域ケア体制の総合的な整備
- (2) 援助困難事例の検討
- (3) 社会資源情報の集約及び提供
- (4) 地域が抱える問題の把握及び共有化
- (5) 新たなサービスの構築に向けての検討

(組織)

第3条 ケア会議は、次に掲げる者(以下「委員」という)で構成する。なお、委員に対しての報酬等は支給しないものとする。

- (1) 地域住民代表(民生委員児童委員・福祉委員・愛育委員・自治会長等)
- (2) 介護保険サービス事業所職員
- (3) 居宅介護支援事業所介護支援専門員
- (4) 社会福祉協議会(地区社協・市社協)
- (5) 行政(総社市介護保険課)

～(中略)～

(守秘義務)

第7条 委員及び出席者は、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

～(以下略)～

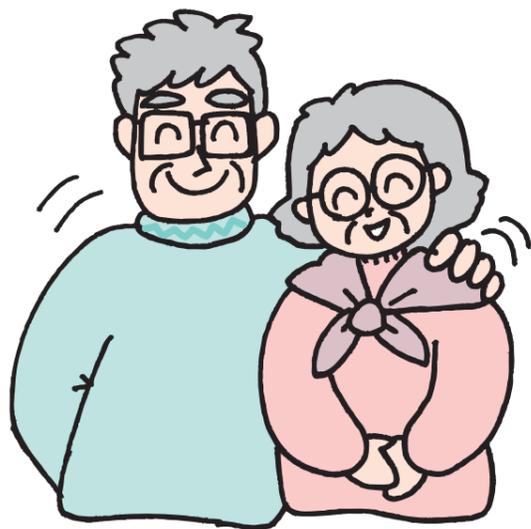
## 5 まとめにかえて

昨年夏、全国的に高齢者不明問題が話題となりました。地域の絆の希薄化が明らかになる中で、民生委員の存在も注目を集めたところ です。

民生委員は、地域住民の一番身近なところで、住民の立場に立って相談に応じる役割を持っています。地域の絆が希薄化する一方、様々な制度が作られていますので、支援を必要としている人に対して、その人の立場に立ち、適切な支援窓口を紹介する民生委員の役割はますます大きくなっているといえます。

民生委員は、そのような身近な存在であると同時に、公的に身分を保障されています。民生委員は、そうした自覚を持って活動することが大切です。市町村は、民生委員の立場を正しく理解し、支援していくことが必要です。

地域住民が安心して暮らせる地域づくりのために、民生委員が、地域で円滑な支援活動ができるよう、それぞれの立場で、情報共有の努力をされることをお願いいたします。



## 資料

### 策定の経過

平成 22 年度

8 月 20 日	第 1 回民生委員活動と個人情報の取扱いに関する検討会
9 月 9 日	市町村対象に現状把握のための調査実施
11 月 16 日	第 2 回民生委員活動と個人情報の取扱いに関する検討会
12 月 17 日	第 3 回民生委員活動と個人情報の取扱いに関する検討会
1 月 11 日	単位民生児童委員協議会会長対象に調査実施
2 月 1 日	第 4 回民生委員活動と個人情報の取扱いに関する検討会
2 月 8 日	市町村意見照会
3 月 10 日	第 5 回民生委員活動と個人情報の取扱いに関する検討会
3 月 25 日	ガイドライン確定

\*このガイドラインは、全国民生児童委員連合会作成の「個人情報の取り扱いについての基本的な考え方と留意点」を参考にさせていただいております。

民生委員活動と個人情報に関する検討会 委員名簿（平成 22 年度）

区分	所 属	職名	氏 名	備 考
民生委員・児童委員の代表	長野県民生児童委員協議会 (～平成 22 年 12 月 17 日)	会長	金井 普子	上田市民生児童委員協議会 会長
		副会長	百瀬 弘	松本市民生児童委員協議会 会長
		副会長	伊野 昭次	飯田市民生児童委員協議会 会長
		副会長	伊藤 篤志	長野市民生児童委員協議会 会長
		理事	臼田誠三郎	佐久市民生児童委員協議会 会長
		理事	松木 新一	諏訪市民生児童委員協議会 会長
		理事	小出 勉	駒ヶ根市民生児童委員協議会 会長
		理事	奥原 修	木祖村民生児童委員協議会 会長
		理事	佐々木清市	大町市民生児童委員協議会 会長
		理事	岸田 勉	飯山市民生児童委員協議会 会長
		監事	神津 忠吉	東御市民生児童委員協議会 会長
	監事	関川 重雄	伊那市民生児童委員協議会 会長	
	長野県民生児童委員協議会 (平成 22 年 12 月 18 日～)	会長	百瀬 弘	松本市民生児童委員協議会 会長
		副会長	伊藤 篤志	長野市民生児童委員協議会 会長
		副会長	小平 武	諏訪市民生児童委員協議会 会長
		副会長	井出 治雄	佐久市民生児童委員協議会 会長
		理事	増田 宗彦	上田市民生児童委員協議会 会長
		理事	竹上 一郎	駒ヶ根市民生児童委員協議会 会長
		理事	椎名 佑平	飯田市民生児童委員協議会 会長
		理事	畑中 実祐	王滝村民生児童委員協議会 会長
		理事	榛葉 武夫	松川村民生児童委員協議会 会長
		理事	岸田 勉	飯山市民生児童委員協議会 会長
監事		松嶋 隆徳	安曇野市民生児童委員協議会 会長	
監事	大日方延男	須坂市民生児童委員協議会 会長		
市町村行政の代表	長野市保健福祉部厚生課	係長	赤羽 利昭	
	飯山市民生部保健福祉課	係長	森山 直明	
	飯島町住民福祉課	主査	松澤 京子	

**長野県健康福祉部地域福祉課**

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2  
TEL 026(235)7129  
FAX 026(235)7172  
Email [chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp](mailto:chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp)

**長野県民生児童委員協議会**

〒380-0928 長野市若里 7-1-7  
TEL 026(225)1613  
FAX 026(291)5180  
Email [nminji@nsyakyō.or.jp](mailto:nminji@nsyakyō.or.jp)